

住 宅 用 家 屋 申 立 書

(あて先)
秦野市長

年 月 日

申 請 者 住 所 _____
(所 有 者) 氏 名 _____

このたび、私が建築（取得）しました次の家屋は、現在のところ未入居の状態になりますが、自己の居住の用に供するものに相違ありません。

家屋所在地	秦野市		
家屋番号			
家屋の住居表示	秦野市	番 号	
入居予定年月日	年 月 日		
入居が登記の後になる理由 該当箇所に○をしてください。	1 資金を借りるため抵当権設定を急ぐ 2 前住人の未転出による 3 本人又は家族の病気による 4 その他 ()		
提出書類 及び 現在居住家屋の 処分方法 該当箇所に○をしてください。	1 現在の住民票の写し		
	2 現在居住家屋の処分方法がわかる書類		
		現在家屋の処分方法	提 出 書 類 (コピー可)
	ア	自己所有の家屋を売却する	売買契約書・媒介契約書等売却を証する書類
	イ	自己所有の家屋を賃貸する	賃貸借契約書・媒介契約書等賃貸借を証する書類
	ウ	現住家屋が借家、社宅等	賃貸借契約書、使用許可書、家主の証明書等、現住家屋が申請者の所有する家屋でないことを証する書類
	エ	現住家屋に親族等が住む	親族等の申立書等、当該家屋が今後、当該申請者の居住の用に供されるものでないことを証する書類
オ	処分未定の場合	入居できないやむをえない理由を証明する書類 (例 病気による未入居・・・治療期間記載の医師の診断書)	

なお、証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には、証明を取り消され、税額（登録免許税）の追加徴収を受けても異議ありません。